住民監査請求に基づく監査結果の意見に係る見解等

監査の対象:令和元年12月6日付け住民監査請求(令和2年1月31日付け大監第98号)

所 管 所 属:都市整備局

いて意見を申し添える。

提 出 日:令和2年3月30日

意見

今回の監査請求においては、合議が調わず監査及び勧告についての決定には至ら なかったが、本件監査請求の対象となった入札の公告につき、改善すべき点につ ザラ

都市整備局が作成し公告した募集要項の記載内容は基本的に本市の他所属のもの と同様であるとのことであるが、本件請求で監査委員の見解が分かれたように、 無効となる入札の詳細について実印による押印であることが公告されていたかど

うかについては争いとなりえる状態となっている。

都市整備局は、契約管財局等と協議するなどして、入札の無効となる旨の記載内容については公告が必要とされる趣旨を考慮し、誰が見ても理解できるものとなるよう検討されたい。

意見に係る見解、経過及び現状等

今回の監査請求で取り上げられた湊町リバープレイス・大正地区文化交流プラザ定期建物賃貸借契約による貸付の条件付一般競争入札において、都市整備局は、入札書への押印については実印を求めていた。入札参加者に対し交付する文書には、その旨をきちんと記載し、口頭でも適切に説明していた。そのため、入札参加者もその旨を当然認識していたはずであり、入札書になすべき押印が実印であることは明らかであった。

なお、本住民監査請求に基づく監査結果の意見を踏まえ、従来の入札実施要領以上に誰が見ても理解できるものとなるよう、都市整備局が令和2年2月13日に実施した、所管用地の「一般競争入札による売払い入札実施要領」(令和2年1月10日公告)においては、入札参加者名義による入札書には実印の押印が必要であることや、申込時に交付する書類のひとつに「入札の手引き」があることを明記するなど、記載内容の充実を図った。

また、入札無効となる旨に関する要領への更なる記載については、引き続き本件に関する訴訟動向も注視しながら、今後、契約管財局と協議し検討してまいる。